

久喜市教育委員会令和6年9月定例会

開催月日 令和6年9月20日（金曜日）
開催場所 鷲宮行政センター3階 庁議室1・2
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後1時59分

久喜市教育委員会令和6年9月定例会議事日程

- 第 1 署名委員の指名
書記の指名
会議時間の決定
 - 第 2 前回会議録の承認
 - 第 3 教育長報告
ア 器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて
 - 第 4 議事
議案第47号 令和7年度当初教職員人事異動方針について
議案第48号 久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第49号 久喜市学校施設整備基金条例について
議案第50号 久喜市教育委員会事務局職員の人事について
 - 第 5 その他
次回定例会について
- 配布資料 議案書、議案参考資料、教育長報告
- 会議の公開・非公開 一部非公開（審議・検討等情報を含む案件、人事案件のため）

教育委員

出席委員 5名

教育長 柿沼光夫
委員 山中 大吾
委員 渋谷 克美

教育長職務代理者 諸橋 美津子
委員 小野田 真弓

欠席委員 なし

事務局

教育部長 野原 隆
教育部副部長 野川 和男
参事兼指導課長 飯野 純子
参事兼文化振興課長 齋藤 英行
教育総務課長 白石 雄一
学校給食課長 小林 喜則
生涯学習課長 小林 幸司
公民館事業推進室長 富澤 均仁
学校施設課課長補佐 河野 秀俊

教育総務課

指導主事 恩田 拓
係長 相園 浩一

傍聴者 なし

午後 1時30分

◎開会の宣言

○教育長（柿沼光夫） 皆様、こんにちは。今年の夏は大変な暑さでしたが、9月に入っても、なお猛暑の日が続いております。そのような中ですが、秋はスポーツ、文化、芸術の秋でもございます。小・中学校及び幼稚園の秋の運動会もこれから始まりますので、子どもたちの頑張りに声援を送っていただければ幸いです。また、市民体育祭や文化団体連合会など、各種団体が主催します芸術発表会、公民館まつりなどの開催が予定をされておりますが、関係の皆様のご労苦に感謝を申し上げますとともに、実り多いもの、記憶に残るものとなりますことを願っておる次第でございます。

早速ではありますが、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和6年9月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

次に、会議の公開の是非についてお諮りいたします。

議案第49号につきましては、審議・検討等情報を含む案件でありますことから、議案第50号につきましては人事案件でありますことから、会議を公開しないこととさせていただきますと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号及び議案第50号につきましては、会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

○教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名をさせていただきます。

本日は、小野田委員と渋谷委員をお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

○教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、相園係長をお願いいたします。

◎会議時間の決定

○教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたし

たいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

○教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和6年8月23日に開催いたしました令和6年8月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認をいただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアの1件でございます。

◎教育長報告 ア

○教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、器物破損事故による損害賠償の額を定めることについての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。

指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 報告書1ページを御覧ください。令和5年11月定例会で報告いたしました器物破損事故による損害賠償額を定めることについての人身分の損害賠償の関係でございます。

事故の内容についてでございますが、令和5年8月17日、久喜市内の十字路において、職員が公用車で直進していたところ、向かって右側から走行してきた乗用車と衝突し、同乗者が負傷したものでございます。今回は、当該事故の人身分の損害賠償額が340万4,234円と示されましたので報告するものです。損害賠償額340万4,234円につきましては、全額、損害賠償責任保険で対応するものでございます。

なお、本事案は久喜市議会令和6年9月定例会議に追加議案として上程する必要があったため、教育長専決としたところです。

説明は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

以上で教育長報告を終了いたします。

日程第4、議事に入ります。

◎議案第47号

○教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第 47 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 1 ページを御覧ください。議案第 47 号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第 47 号 令和 7 年度当初教職員人事異動方針についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

令和 7 年度当初教職員人事異動方針について、別紙のとおり決定したため議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、指導課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 令和 7 年度当初教職員人事異動方針についてでございます。

議案書 2 ページから御覧ください。久喜市立小・中学校に勤務する教職員の人事異動につきましては、埼玉県教育委員会から出されております令和 7 年度当初教職員人事異動方針に沿うことになります。このたび埼玉県教育委員会から令和 7 年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項が、令和 6 年 8 月 23 日に通知されました。これに基づきまして、久喜市教育委員会における教職員人事異動方針及びその細部事項を決定するに当たり、議決をお願いするものでございます。

内容につきましてご説明いたします。人事異動方針及び細部事項ともに埼玉県教育委員会との整合性を図ったものとなっております。

本市の人事異動方針の要点についてご説明申し上げます。

まず、基本方針につきましては、適材を適時に適所に配置すること、人材育成を期すること、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努めること、長期的展望に立って、計画的に異動を実施すること、役職定年後の教職員及び再任用の適切な配置に努めること、女性教職員の個々の能力が発揮できるように考慮すること、教職員の心身の状況や子育て、介護などの状況を考慮すること、といたしました。

次に、他市町村への異動、転任、市内への異動、転補について 3 点説明いたします。

1 点目は、新規採用教職員でございます。人材育成等のために、早期に複数校を経験できるように積極的に異動を行います。具体的には細部事項において、採用後 6 年以内に異動を行うこと、原則として市町村間の異動を行うこと、を示しました。

2 点目は、同一校勤務年数の長い者については積極的に異動を行います。具体的には細部事項において、10 年以内に異動を行うこと、7 年以上の者については積極的に異動を行うこと、としました。

3 点目は、原則として異動を行わない者についてでございます。細部事項において、教頭及び主幹教諭を除いてではございますが、原則として異動を行わない者の基準を示しました。具体的には同一校在職 3 年未満の者、産休、育休等を取得中及び妊娠中の者、休職中の者です。また、原則として校長、教頭の同時異動は行わないことと示しました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 47 号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） それでは、3 点ほどお伺いいたします。1 点目ですが、令和 6 年 4 月 1 日から教育委員会における障害者の法定雇用率が 0.2%引き上げられ 2.7%となりましたが、埼玉県における教職員の障害者雇用率がお分かりでしたら教えてください。

2 点目ですが、教職員は同一校在職 10 年以内に異動を行うとありますが、現在市内の小・中学校において、同一校で在職 10 年を超える教職員はいらっしゃるのでしょうか。

3 点目です。男性教職員の育児休業の取得状況について教えていただきたいと思います。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 3 点、ご質問いただきました。まず 1 点目、教育委員会における障害者法定雇用率ですが、久喜市教育委員会として障がいがある職員ということで、6 月 1 日付で県に報告しております。県の結果についてはまだ報告が来ておりませんので、数は把握していないところでございます。

2 点目でございます。同一校在職 10 年を超える職員は、今、市内で 3 名おります。その 3 名ともに今現在育休中の職員でございます。先ほど申し上げた異動対象外のところに挙がるものでございます。

3 点目です。男性教職員の育児休業の取得ですが、令和 5 年度については 4 名が取得しております。令和 6 年度は、9 月 20 日現在の取得者が 5 名、今後取得予定は 3 名と聞いているところでございます。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 3 点目の男性の育児休業です。令和 5 年度が 4 人で、今年度が 5 人ということですが、期間はどのぐらい取られているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 期間は様々で、昨年度につきましては、短い方で 1 か月、長い方は 1 年間となります。本年度も、1 か月から取られている方がおります。

以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） ありがとうございます。

ちょっと質問が戻りますが、1 点目の障害者雇用率についてです。県では毎年 6 月 1 日現在ということで、ホームページに出しておりますが、これは例年ですと、いつ頃分かるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） こちらも、例年秋口に報告が来る予定ですが、調べたところ、まだ連絡は来ておりません。ホームページも昨年度の報告ということで、10 月 30 日

にアップされておりますので、その時期かと考えております。また確認をしながら、分かったらお伝えいたします。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 質問が戻ってすみません、育児休業に関連してです。1年ですと代わりの先生を充てることが考えられますが、例えば1か月ぐらいの、比較的短期の場合は、代わりの先生はどのような形になるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 昨年度、4名取っているうち、1か月の方が2人いましたが、そちらについては代員の配置が難しい状況でございました。1年ですとか、長いスパンの方のところについては、計画的に配置を進めているところです。1か月の方については、本来であれば代員を入れたいところですが、今、教職員の不足というところで、臨採を探すのが難しい状況で、期間が短い方のところについては担任外の先生が担任を行うなど、校内での対応をしていただいているところもございます。

○委員（渋谷克美） ありがとうございます。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

諸橋委員。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） 新規採用の教員の異動についてです。以前は採用後5年以内であったと思うのですか、6年以内となっているのは、どのような理由でしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 令和5年度から、6年以内と変更になっております。5年では短いということで、今までよりも1年長く、その学校で経験を積むというところも出てきているようです。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） はい、分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号 令和7年度当初教職員人事異動方針については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第48号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第48号を上程し、これを議題といたします。

議案書の6ページを御覧ください。議案第48号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第48号 久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市立図書館条例施行規則の一部を別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、生涯学習課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林幸司） 議案第 48 号 久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書 6 ページから 7 ページを御覧ください。また、併せまして議案参考資料の 1 ページをお開きください。このたびの改正につきましては、図書館利用者の利便性向上を図るため、図書館利用券と個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを連携させることで、資料の館外貸出しをできるようにするものでございます。この連携に当たりましては、マイナンバーカードに保存されている利用者証明用電子証明書、通称マイキー ID を利用し、図書館利用券の番号と連携をさせるものでございます。連携におきましては、マイナンバーカードの電子証明書機能を利用しますが、図書館でマイナンバー、個人番号を収集することは一切ございません。

最後に附則でございますが、令和 6 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

生涯学習課からの説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 48 号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 利用券とマイナンバーカードを連携させるということで、新しい取組かと思うのですが、ほかの自治体でもマイナンバーカードを利用券に利用しているところはあるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林幸司） すみません、今細かい資料は持っていないのですが、そのような取組をしている自治体は、結構ございます。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

よく聞かれるのですが、今の図書館の利用券は使えるのでしょうか。

○生涯学習課長（小林幸司） はい、もちろんです。

○教育長（柿沼光夫） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号 久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則については、

全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

次の議案第 49 号及び議案第 50 号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり、非公開案件でありますことから会議を非公開とさせていただきます。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 6 分 休 憩

午後 1 時 4 7 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第 49 号

※ 非公開事由が消滅したため会議録を公開します。

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 49 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 8 ページを御覧ください。

議案第 49 号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第 49 号 久喜市学校施設整備基金条例についてにつきましては、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市学校施設整備基金条例を、別紙のとおり制定することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） それでは、議案第 49 号 久喜市学校施設整備基金条例についてご説明申し上げます。

議案書の 9 ページを御覧いただきたいと存じます。本案は、令和 5 年 12 月の教育委員会定例会におきまして、教育財産の用途廃止をご議決いただきました旧菖蒲学校給食センターに関しまして、その跡地を民間事業者へ譲渡することに伴い、当該施設の整備に当たり受けておりました国庫補助金に係る財産処分手続を行うため、新たに条例を制定するものでございます。国庫補助金を受けた学校関係施設につきましては、その後の利活用が補助目的以外の用途の場合、財産処分が行われた時点での残存価額を国庫へ納付することとされておりますが、補助事業完了後 10 年以上経過している場合は、国庫納付金相当額以上を学校施設整備のための基金に積み立てることで国庫への納付が免除されるとされております。このことから補助金の国庫納付金相当額について積み立てるため、本条例を提案するものでございます。

それでは、本条例につきまして順次ご説明申し上げます。

初めに、第 1 条、設置でございます。市が設置する学校施設を整備する事業の財源とするため、久喜市学校施設整備基金を設置することについて規定しております。

次に、第2条でございます。積立てでございます。基金として積み立てる額は、当該年度の一般会計歳入歳出予算に定める額とすることを規定しております。

次に、第3条、管理でございます。基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管すること等を規定しております。

次に、第4条、運用益金の処理でございます。基金の運用益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金へ編入することを規定しております。

次に、第5条、処分でございます。学校施設の整備に係る事業に要する経費に充てる場合に限り、基金の全部または一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分できることを規定しております。

次に、第6条、繰替運用でございます。財政上、必要があるときは適切な条件を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることを規定しております。

次に、第7条、委任でございます。この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めることを規定しております。

最後に、附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第49号について、質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 確認させてください。最初に、菖蒲学校給食センターの話が出たと思うのですが、教育委員会が所管する施設には学校教育法の幼稚園ですとか、図書館、郷土資料館、集会所ですとか、いろいろありますが、この学校施設に限定した、この名称とした理由というのはどういうことなののでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） この補助金を返還せずに積み立てることで利用できる施設の対象についてです。県にも確認したのですが、久喜市学校施設条例に記載されている施設が対象ということとなっております、それに規定している対象施設となりますと小学校、中学校となっております。そのことから「学校施設」といった名称を使わせていただいております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 基金にはいろいろな名称ありますが、例えばこれは公共施設等整備基金とか、もう少し広く捉えるような、そういう名称は駄目なののでしょうか。「学校施設整備事業」という名称でないとかふさわしくないということなののでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 広く捉えた形での名称をつけることは可能だと思うのですが、実際に国に返還する相当額を積み立てるものと、一般的に施設整備するものというのは分けたほうがよいということで、広い名称は使わないようにしております。また、現実的

には基金の使い道が学校施設に限られていますので、この名称が最も適切と考えております。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（小林喜則） 菖蒲学校給食センターを造ったときに活用している補助金が、公立学校等施設整備費補助金となっております。国の法規では、学校等の施設を整備するためという形になりますので、その残存期間、30年の処分制限期間があり、19年経過しているので、残り11年分について、学校施設に使ったという形を残さなければいけないため、今回は学校施設に限定しているというところでございます。

○委員（渋谷克美） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号 久喜市学校施設整備基金条例については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

次の議案第50号につきましては、事務局職員の人事に関する案件でありますことから、部長、副部長、教育総務課長を除く事務局職員につきましては、退出をお願いいたします。暫時休憩いたします。

午後 1時54分 休 憩

午後 1時55分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第50号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第50号を上程し、これを議題といたします。

議案書の10ページを御覧ください。議案第50号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

○教育長（柿沼光夫） 事務局職員の入室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時58分 休 憩

午後 1時58分 休 憩

○教育長（柿沼光夫） 再開をいたします。

これをもって、会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 1時58分 休 憩

午後 1時58分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

以上をもって、本日提出いたしました議案の審議は、全て終了いたしました。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第5、その他の次回の定例会についてでございます。

開催日の案について、事務局よりご説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

今回は、施設訪問を予定しておりますことから、会場につきましては、久喜市立久喜中学校、日時は令和6年10月22日火曜日、定例会議前の午後2時から学校見学を行い、午後2時50分頃から定例会議を開催することをご提案申し上げます。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は10月22日火曜日。会場は、久喜市立久喜中学校、午後2時から学校の視察を実施し、その後、定例会を開催する予定といたします。詳細は、追って事務局からお知らせをいたします。

午後 1時59分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもって久喜市教育委員会令和6年9月定例会を閉議、閉会といたします。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和6年10月22日

教育長 柿 沼 光 夫

委 員 小野田 真 弓

委 員 渋谷 克 美